

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	山田 (山田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区は、すべての農地が在来田かつ棚田となっており、他の地域と比べても非常に非効率な作業を必要とする。また、上流に別荘地があり、水稻栽培に必要な水量を確保することが困難な地域となっているため、早くから花き、そば等への転作が行われてきた。農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、今後、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、エリア毎の農地活用を検討していくとともに地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。また、獣害対策が喫緊の課題となっていることから、猟友会との連携が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

在来田かつ棚田という地形上、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託は望めないため、地域内で営農組織を立ち上げ、高齢化や後継者のない農地の保全を図るとともに、中山間地域で取り組める高付加価値な作物や農作業の軽減が図られる作物の導入により、経済的にも将来に向けて維持可能な取組を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化、後継者のない農家の農地を地域の集落営農組織が作付け、維持保全作業の手伝いを行いながら、持続可能な経営基盤ができた段階で農地バンクへの貸付を進め、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や外部からの協力者等ができた段階で農地中間管理機構の活用により、集約化を図る。10年以内での農地中間管理機構を活用した集約化は困難である。
(3)基盤整備事業への取組方針
地形上、大規模な基盤整備は不可能である。ただし、農作業の安全性、軽減化を図るため、進入路の拡張、小規模な農地整備、進入路や畦畔のコンクリート化を進める必要がある。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から農地利用だけでなく、棚田を生かした地域づくり団体の募集、養蜂家との連携を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
急傾斜地かつ在来田での農作業委託は、現在の農業協同組合の体制では不可能である。可能だとしても採算が合わないのでサービスが受けられない。(公的補助が必要)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①捕獲柵を定期的に購入し、近年特に増加している鹿や猪(特に鹿)を捕獲し、地区猟友会と連携し、処分するとともに地区内の捕獲免許者を増やしていく。また、棚田営農組合を中心に獣害防護柵の定期点検を行う。
 ②水稻を中心に減農薬・減肥料を図り、棚田米のブランド化を図る。
 ⑦水田への転換が難しい農地については、蜜源作物を栽培し、養蜂家と連携するとともに観光資源としても利用する。